大教学第 504 号
令和８(2026)年 11 月２日

保護者の皆様

大田原市教育委員会教育長

こども性暴力防止法に基づく「不適切な行為」の周知について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和８年 12 月 25 日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称：こども性暴力防止法）が施行されます。同法及びこども家庭庁のガイドラインでは、児童生徒を性暴力から守るための取組として、性暴力そのものはもとより、継続・発展することにより性暴力につながり得る「不適切な行為」（特に悪質な「重大な不適切な行為」を含む。）の範囲を整理し、保護者の皆様や児童生徒へ周知・共有することが義務付けられております。

これに基づき、本市教育委員会おいても、教職員と児童生徒との適切な関係性を保ち、安心して学校生活を送ることができる環境を整え、児童生徒及び教職員へ周知しました。

つきましては、御家庭におかれましても、不安なことや困ったことがあった際には、すぐに周囲の大人や学校、関係機関に相談できるよう、お子様と一緒にお話ししていただけますと幸いです。

記

１　配付資料

（1）「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」について（別添資料）

（2）保護者用リーフレット(保護者用)

大田原市教育委員会
学校教育課学校教育係
TEL 23-3125